平成２１年（フ）第１６６号
鹿児島県薩摩川内市五代町1936番地７
債務者　南　由香里
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町藺牟田2299番地砂石住宅202号室
債務者　木場　良子（旧姓稲森・豊田・平石）
１　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
沖縄県那覇市安里１丁目１番43―502号　サントピア牧志駅前
債務者　奥平　春樹
１　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８７号
秋田県由利本荘市川口字家妻231番地14　サンライフ飛鳥Ｂ棟
債務者　三上　　肇
１　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第１４６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目27番地１平野康弘方、住民票上の住所茨城県取手市双葉３丁目31番20号
債務者　橋立　静子
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
茨城県牛久市田宮３丁目12番地３　ベルヴィラ牛久704号、住民票上の住所神奈川県横浜市南区真金町２丁目22番地13　ビッグヴァンステイツ横浜大通り公園301号
債務者　要　　哲也
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
茨城県稲敷市椎塚123番地59
債務者　田中みゆき
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
茨城県稲敷市犬塚1662番地43　メゾネットつくば６号館Ｂ棟
債務者　板倉トヨ子
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
茨城県牛久市田宮３丁目５番地10
債務者　菊地　俊明
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
茨城県取手市井野団地４番４―201号
債務者　風見　敏博
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県稲敷市釜井645番地
債務者　米倉　當代
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県取手市谷中417番地８
債務者　佐ノ木良江
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目８番地９
債務者　宮平　朝江
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
茨城県牛久市田宮３丁目５番地10
債務者　菊地　清美
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
茨城県稲敷市江戸崎甲934番地３　江戸崎センタービル205号室
債務者　髙須　　強
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６８５号
大阪府東大阪市稲田新町３丁目12番20―415号
債務者　瓦谷　　一
１　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部